

○沼田市簡易水道小水道布設奨励金交付規則

昭和32年4月1日

規則第2号

改正 昭和38年5月14日規則第11号

昭和55年3月10日規則第2号

平成7年3月24日規則第18号

平成8年3月26日規則第3号

平成23年3月25日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、簡易水道小水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、簡易水道小水道を計画的に整備し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「簡易水道」とは、沼田市内の区域において101人以上5,000人以下の計画給水人口を、「小水道」とは、沼田市内の区域において30人以上100人以下の計画給水人口を対象とし、原則として厚生労働大臣又は知事の許認可を受けて、導水管及びその他の工作物により人の飲用に適する水を供給する施設をいう。

(奨励金の交付)

第3条 市長は、簡易水道組合が新たに簡易水道を布設する場合において、その布設が公衆衛生上特に必要であると認めるときは、その布設に要する次の各号の経費につき、予算の範囲内において3分の1以内を交付することができる。

- (1) 水源池、取水池等の取水施設の工事に要する経費
- (2) 導水管、送水管等の送水施設の工事に要する経費
- (3) 浄水池、滅菌装置等の浄水施設の工事に要する経費
- (4) 配水池、配水管等の配水施設の工事に要する経費

2 市長は、簡易水道組合が簡易水道の給水区域を拡張し、給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更するため施設する前項各号の工事に要する経費につき、予算の範囲内において10分の3以内を交付することができる。

3 市長は、簡易水道組合又は小水道組合の既設導水管、送水管及び配水管等が道路改良舗装工事の実施に伴って埋設深度不足の事態に至ったため、維持管理上やむを得ず既設管の布設替えを行う必要があると認めるときは、その工事に要する経費につき、予算の範囲内において2分の1以内を交付することができる。ただし、同工事が県費補助対象事業として採択された場合は、この項の規定にかかわらず、4分の1以内を交付するも

のとする。

4 市長は、簡易水道組合又は小水道組合が許認可を必要としない範囲の小規模な施設の維持修繕工事及び滅菌機の交換等管理上必要があると認めるときは、その経費のうち材料費について、予算の範囲内において10分の3以内を交付することができる。

(申請手続)

第4条 当該簡易水道の組合代表者は、奨励金の交付を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（給水区域、給水人口、給水量及び施設の概要）
- (2) 所要経費見積書
- (3) 歳入歳出予算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指示)

第5条 市長は、奨励金の交付を受けた当該簡易水道組合に対し、奨励金の使用に関し必要な指示をすることができる。

(報告及び検査等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、奨励金の交付を受けた簡易水道組合に対し、当該事業の工事の実施の状況、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(取消し及び返還)

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた簡易水道組合が次の各号の一に該当する場合には、奨励金の交付を取り消し、又はその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 奨励金の交付に関し、特に付した条件に違反したとき。
- (2) 事業を中止し、若しくは事業を完成する見込みがないとき、又は事業の施行方法が甚だしく不相当と認められるとき。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に提出した奨励金の交付申請書は、この規則により提出したものとみなす。

附 則（昭和38年5月14日規則第11号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に提出した奨励金の交付申請書は、この規則により提出したものと

みなす。

附 則（昭和 5 5 年 3 月 1 0 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則による改正後の簡易水道小水道布設奨励金交付規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 3 月 2 4 日規則第 1 8 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 6 日規則第 3 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 2 5 日規則第 1 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。